



赤い羽根共同募金 地域歳末たすけあい募金

赤い羽根共同募金運動は10月1日から12月31日までの3か月間、厚生労働大臣の告示により全国一斉に展開されます。共同募金には赤い羽根共同募金（一般募金）と地域歳末たすけあい募金があり、鱒ヶ沢町共同募金委員会が委嘱する募金ボランティアや町内会等のご協力により実施しております。住民一人ひとりにご協力いただき地域の福祉に関心をもっていただくためさまざまなスタイルで募金活動を展開しております。



鱒ヶ沢町での募金活動展開方法

戸別募金 町内ごとに募金ボランティアが各家庭を訪問し募金を呼びかけています。また、町内によっては町内会より一括納入いただいています。

職域募金 企業等を訪問し職員の方に職場での募金を呼びかけています。

学校募金 鱒ヶ沢町教育委員会を通じて学校での募金活動を呼びかけています。ボランティア委員会やJRC委員会が中心となって児童・生徒・先生方による募金活動が展開されます。

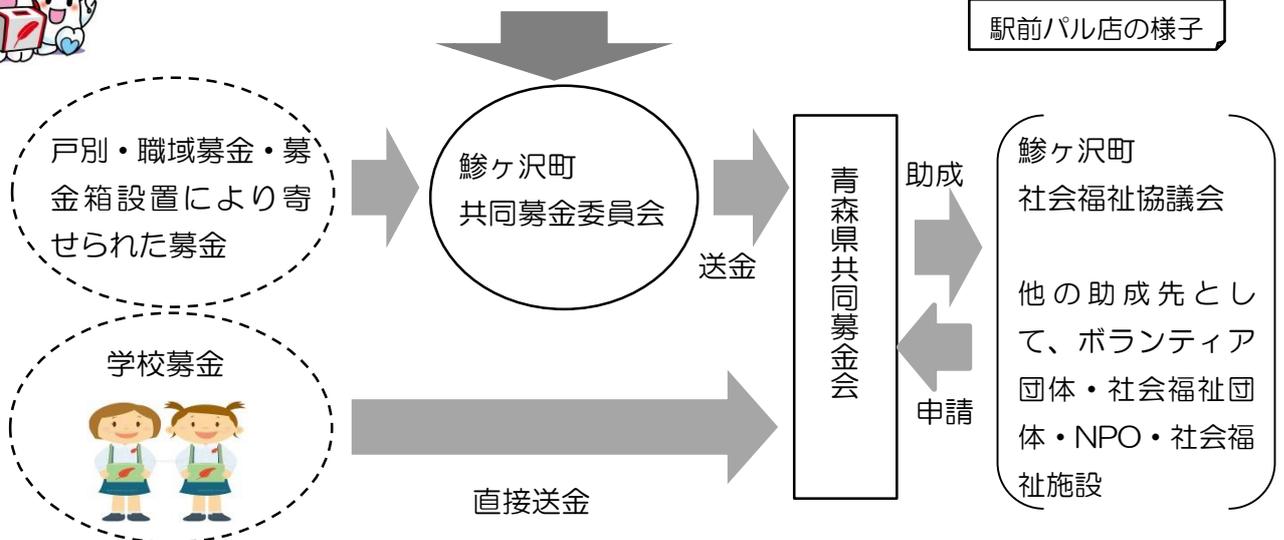
募金箱設置 スーパーや企業等の窓口に募金箱を設置していただき募金を呼びかけています。



駅前パル店の様子



鱒ヶ沢町共同募金委員会に寄せられた募金が
地域で役立てられるまでの流れ





赤い羽根共同募金と地域歳末たすけあい募金の配分金の使いみち

一人暮らしのお年寄り、障がいのある人、子育て中のご家庭など支え合いが必要な方々や、小中学校のボランティア活動費、広報誌社協だよりふれあいなどに役立てられています。

赤い羽根共同募金の使いみち

- * 地域福祉推進大会
- * ボランティア推進校（西海小学校・舞戸小学校・鱒ヶ沢中学校）
- * わかりやすい福祉情報の提供（社協だよりふれあい）
- * ボランティアセンター
- * 福祉教育

地域歳末たすけあい募金・NHK 歳末たすけあい募金の使いみち

- * 無年金者への見舞金（障がい者施設入所者）
- * 小規模共同作業所通所者への交流費
- * 知的障がい者の会交流費
- * 一人暮らし高齢者へのおせち料理配食・会食
- * わかりやすい福祉情報の提供（社協だよりふれあい）
- * 生活支援サポート派遣（除雪支援）
- * ほのぼの道場



災害見舞金等支給 ～地域での災害見舞金としても役立てられています～

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して支給する災害見舞金及び災害で不幸にもお亡くなりになった方への遺族に対して災害弔慰金を支給します。

※青森県共同募金会災害見舞金等支給規程に基づき支給します。

住宅が全壊、全焼または流失した場合 10,000 円

住宅が床上浸水した場合 5,000 円

住宅が半壊、または半焼した場合 5,000 円

弔慰金（お一人あたり） 5,000 円



税の優遇措置

法人の寄附は法人税の算出にあたり寄附金額を「全額損金算入」することができ、個人の寄附者には所得税の「税額控除」が認められ、従来から認められている「所得控除」と新たに認められた「税額控除」のどちらかを寄附者が選択できるようになりました。

詳しくは青森県募金会 URL（共同募金とは？）

[http:// aokyoubo.sakura.ne.jp](http://aokyoubo.sakura.ne.jp)

赤い羽根共同募金へのご参加ありがとうございます！

